

平成27年度大垣市教育振興基本方針の評価について

1 趣 旨

本市では、平成22年3月に、今後10年先を見据えた本市の教育のあるべき姿と教育行政を進めるための「大垣市教育振興基本方針」を策定し、分野別第1次振興計画の終了にともない、平成27年3月に、分野別第2次振興計画を策定しました。

この分野別振興計画に基づき、着実に教育行政を推進するため、毎年、実施状況を評価するとともに、計画の進行管理を行います。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価をあわせて行います。

2 評価方法

- (1) 基本方針の重点6分野に対応する6計画27施策ごとに指標及び目標値を設定し、目標値に対する実績の達成度で自己評価を実施します。
- (2) 外部評価として大垣市教育振興基本方針評価委員会の意見を参考に施策ごとの総合評価を決定し、評価委員会での意見を今後の取り組みに活用します。
- (3) 教育委員会の開催実績や教育委員の活動について報告し、意見を求めます。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。